

医療費補助について

就学援助を受けられているご家庭では、以下の疾病については医療費補助の対象となりますので、治療が必要とされましたら受診前に、学校までお申し出ください。

＜対象疾病＞

う歯(むし歯)・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病(虫卵保有含む)

※すでに支払い済みの医療費などは対象となりません。

※緊急を要する場合、保護者は教育委員会へ直接「児童生徒医療券」の交付を申請することができます。印鑑をお持ちの上、教育委員会保健給食課に申請してください。

めがね券について

就学援助を受けられているご家庭では、学校での視力検査の結果、以下に該当するお子様は、めがね購入補助の対象となります。指定された医師により「めがねが必要」とされますと、めがね購入について補助されます。学校から発行された視力検査結果と印鑑をお持ちの上、教育委員会保健給食課に申請してください。

＜対象となる場合＞

学校の健康診断において、片裸眼視力 C 以下(既にめがね等により視力を矯正しているときは、片矯正視力 C 以下)のとき

※すでに支払い済みの検眼料およびめがね代は対象となりません。